

春日井市N e t 1 1 9 緊急通報システム運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日井市N e t 1 1 9 緊急通報システム（以下「N e t 1 1 9」という。）の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、N e t 1 1 9 とは、聴覚機能、言語機能等に障害を有する者が、自らが保有するインターネット機能を利用することができるスマートフォン、タブレット端末等（以下「インターネット端末」という。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。

(対象者)

第3条 N e t 1 1 9 を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 春日井市に在住する者で、聴覚機能、言語機能等に障害があり、音声による119番通報が困難である者
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者

(登録の申請)

第4条 N e t 1 1 9 を利用しようとする者は、別に定めるN e t 1 1 9 緊急通報システム利用規約に同意のうえ、N e t 1 1 9 緊急通報システム利用（登録・変更・廃止）申請書兼同意書（別記様式。以下「申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

(登録審査及び通知)

第5条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、当該申請者をN e t 1 1 9 の利用者として登録するものとする。

- 2 消防長は、前項の審査の結果を申請書に記載された申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更等の届出)

第6条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請書に必要事項を記載し、消防長に提出しなければならない。

- (1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を変更したとき。
- (3) N e t 1 1 9 の利用を廃止するとき。

(登録の取消し)

第7条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 前条第3号の規定による申請があったとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。
- (3) 転居、死亡その他の事由により、第3条に規定する利用対象者でなくなったとき。

2 消防長は、前項の取消しをしたときは、申請書に記載された申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(利用料)

第8条 N e t 1 1 9 の利用料は、無料とする。ただし、N e t 1 1 9 の登録及び緊急通報に伴う通信費用その他インターネット端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 N e t 1 1 9 の利用に係る登録の申請その他N e t 1 1 9 の利用に必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記様式（第4条関係）

Net119緊急通報システム利用（登録・変更・廃止）申請書兼同意書

年 月 日

（宛先）春日井市消防長

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

私は、「Net119緊急通報システム利用規約」及び次の注意事項を同意し、Net119緊急通報の利用を申請します。

なお、緊急時に春日井市消防本部が必要と判断した場合については、申請書の記載事項について第三者（行政機関や医療機関、警察等の消防救急活動に必要と認められる範囲）に情報提供することについて同意します。

また、春日井市消防本部以外の消防機関が通報を受付けた場合も同様に情報提供を同意します。

利用者署名 _____

《注意事項》

- (1) 利用者が未成年の場合は、保護者の方が申請を行ってください。その際、申請者住所・氏名欄には保護者の方の情報を記入し、利用者署名欄にはお子様の署名をお願いします。
- (2) Net119緊急通報システムの利用を希望される場合は、この書面に必要事項を記入し、春日井市消防本部通信指令室まで持参、ファクシミリで送信又は郵送してください。（これらに係る費用は申請者の負担となります。）
- (3) 申請書を持参していただく場合は、筆談での対応になりますが、事前に相談いただければ手話での対応も可能です。

4 既往歴（できるだけ記入してください）

病名

5 掛かり付け医療機関（できるだけ記入してください）

医療機関名	住所	担当医師	病院電話番号

6 その他の利用者情報（できるだけ記入してください）

自宅に健聴者	（有・無）
手話又は筆談の状況	手話が（できる・できない） 筆談が（できる・できない）

※該当のものに○をつけてください。